

鳥獣害に強い地域づくりを目指して

～地域が一丸となって鳥獣害対策をしましょう～

鳥獣害対策は、地域が一丸となった耕作放棄地や雑草地の管理などの対策と同時に、加害獣の個体数を減らす捕獲も重要です。捕獲を行うためには狩猟免許が必要になりますが、全国的に免許取得者が減少しており、捕獲圧が低下しているのが現状です。一般的に野生動物の捕獲は、狩猟による捕獲と有害鳥獣による捕獲の2種類があります。

【狩猟による捕獲】

狩猟を行うためには、狩猟免許を取得する必要があります。免許種類は「網・わな狩猟免許」「第1種狩猟免許(装薬銃など)」「第2種狩猟免許(空気銃)」があります。近年農家自らが農業被害等を防ぐために免許を取得する事例が多くなったことから、平成19年4月の法改正により、「網・わな狩猟免許」が「網狩猟免許(鳥類捕獲)」と「わな狩猟免許(獣類捕獲)」に分かれ取得しやすくなりました。

【有害鳥獣捕獲】

鳥獣による生活環境、農林水産業、生態系に係る被害が生じている、あるいはその恐れがあり原則として被害防除対策によっても被害等が防止できない場合に、捕獲が許可されます。捕獲許可申請は被害を受けている個人(狩猟免許を所持しておりかつ自己所有地での捕獲に限る)、法人(農業協同組合、森林組合など)が行うことができます。

方 法	捕獲可能な主な鳥獣	狩猟免許	狩猟者登録	期 間
狩猟による捕獲	イノシシ、ニホンジカ	必 要	必 要	狩猟期間(11月15日～3月15日)
有害鳥獣捕獲	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ	必 要	必要なし	許可された期間

